

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則 新旧対照表

改正案

第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

小学校	(略)	特別支援学校
(略)	(略)	(略)

現行

第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

小学校	(略)	特殊教育学校
(略)	(略)	(略)